第十三条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条を第十四条とし、同条の次に次の五条を加える。

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十五条　基金は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、当該民間等出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣及び財務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　催告に係る不要財産の内容

二　不要財産であると認められる理由

三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該不要財産の取得に係る出資の内容（出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合）

五　催告の内容

六　不要財産により払戻しをする場合には、不要財産の評価額

七　通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合には、不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

八　前号の場合における譲渡の方法

九　第七号の場合における譲渡の予定時期

十　その他必要な事項

2　国土交通大臣及び財務大臣は、前項の申請に係る払戻しの方法が通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の認可をしたときは、次に掲げる事項を基金に通知するものとする。

一　通則法第四十六条の三第一項の規定により当該不要財産に係る出資額として国土交通大臣及び財務大臣が定める額の持分

二　通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額

（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第十六条　基金は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣及び財務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を国土交通大臣及び財務大臣に通知しなければならない。

2　国土交通大臣及び財務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

（催告の方法）

第十七条　基金は、通則法第四十六条の三第一項の規定により催告しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により提供しなければならない。

一　催告に係る不要財産の内容

二　通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨

三　通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

イ　不要財産により払戻しをすること

ロ　通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをすること

四　払戻しを行う予定時期

五　第三号ロの方法による払戻しの場合における払戻しの見込額

2　前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の払戻し時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が同項第三号イの方法により難い場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。

（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）

第十八条　基金は、通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣及び財務大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額

三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四　譲渡した時期

五　通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額

2　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

3　国土交通大臣及び財務大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額（当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合にあっては、当該算定した金額及び通則法第四十六条の三第三項の規定により当該持分のうち国土交通大臣及び財務大臣が定める額の持分）を基金に通知するものとする。

4　基金は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により通知された額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

（資本金の減少の報告）

第十九条　基金は、通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に報告するものとする。

第十一条を第十三条とし、第七条から第十条までを二条ずつ繰り下げる。

第六条第三項中「第八条」を「第十条」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第八条　国土交通大臣及び財務大臣は、基金が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げる。

第一条中「独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「基金に係る通則法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他国土交通大臣及び財務大臣が定める財産とする。

附則第二条中「第一条各号」を「第二条各号」に改める。

附則第三条中「第七条第二号」を「第九条第二号」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。